

大和市告示第136号

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成5年大和市条例第28号）第3条第1項の規定により、平成6年大和市告示第41号において指定した周辺地区を解除した。

平成25年7月1日

大和市長 大 木 哲